カ

ント倫理学においては黄金律の原理が定言命法の普遍化原

### 〈公募論文〉

# カントとJ・S・ミル

――黄金律の観点からの比較考察――

じめに

は

近年、ミルの功利主義を引き合いに出して、ヘアなどの功利主義者はカント倫理学と功利主義の類似性を指摘しているが、主義者はカント倫理学と功利主義の類似性を指摘しているが、主義者はカント倫理学と功利主義の類似性を指摘しているが、自から比較考察を試みたい。この「黄金律」の論点を採用する点から比較考察を試みたい。この「黄金律」の論点を採用する中であり、それぞれの理論的特長を浮き彫りにすることができる論点であると考えられるからである。

律を「功利主義の理想的極致」(Uti. 218)とまで高く評価してづけ』では黄金律が批判されている。それに対してミルは黄金理の着想に寄与したとされながらも、『人倫の形而上学の基礎理の着想に寄与したとされながらも、『人倫の形而上学の基礎理の着地におります。

することである。 することによって、カントとミルの道徳理論の差異を明らかに上で想定されている道徳的行為主体に相違点があることを指摘の問題を扱っているのかということを比較考察し、両者の理論の問題を扱っているのかということを比較考察し、両者の理論の問題を扱っているのかということである。 を取っている。

いる。このように黄金律に対しては、両者は全く対照的な立場

のように黄金律批判を行い、その利他主義的精神はどのように認し、その諸特長と問題点を把握する(一)。次にカントはどその考察手順は、まず黄金律の形式の分類やその普遍化を確

か ۲ 持 ることで、 ントとミ たということを明らかにする(三)。 に涵養し、 を理想主 なっていることを論証する。 の行為主体が黄金律の利他主義的な精神の受容可能な条件と 着目する。 肯定的 務概念に受容され その際それぞれに想定される道徳的行為主体を比較考察す その主な手掛かりとして道徳的強制力である 自己陶冶を遂げた行為主体にあるということを提 一義的な側面からだけではなく、 N に黄金律を受容しているが、 両理論の差異を明らかにしたい がどのように黄金律の問題を扱い、受容しているの 強化していく経験主義的なプロ ここでは黄金律を可能にさせる条件が同胞感情を ているのかを見ていく (二)。 さらにミルはそのような同 最後に以上のことからカ その根拠は 社会参加を通じて実際 セスもまた考えてい (四)。 明らかでは 続 同 胞感情 1. 胞感情 てミ 示 L ts n

# 一 黄金律の諸特長と問題点

らいたいと思うことを、人にしなさい」という肯定形の定式と う否定形の定式である。 は二つに区分することができる。 Vulgärethik」としてだけでなく、 あなたが人からして欲しくないことを、 は その定式は様々な形式があるとされるが、一般的 東洋、 西 洋 0 肯定形の黄金律の定式 ずれ の文化 それは 般的な忠告としても根づ にお 「あなたが人にしても 人にはするな」とい いても (以下、 通 俗的倫理 積 極

> 理に ば、 消極的黄金律)は、 を意味している。 び行為者が想定された上で、 黄金律) 他人の権利を侵害するような行為を控えるための正義 つながると捉えられている。 は、 利他主義に基づいた積極的 これに対して否定形の黄金律の定式 法的な規制を含む消極的意味 他者が道徳的な行為を受けること な意欲を持 言 つ行 い換えれ 為 の原 お

主義 しばしば自然法原理として捉えられていた。 besgebot」としての精神を確認することができる。 書』(7.12) や『ルカによる福音書』(6.31) いては中世の神学的自然法の代わりとなる、 • 洋に限ってみれば、 個人主義的な近代的自然法論が登場し 古代から聖書にお い K 世俗化され T ており、 愛 **『マタイ** 0 近代にお 命 黄金律 た合理 の福 令

ある。 利他主 されてしまう。 スト的行為を嗜好したり、 い場合があるということである。 どが互いに異なっているので、 した場合、 れている。 と捉えられている一方で、 このように黄金律は社会的な規範を表す道徳的な原理である 生命を奪うような非道徳的な行為を他人に行うことが容認 義の精神とは、 その問題とは、 行為する者と行為の受け手の意欲、 このように本来、 全く正反対の事 黄金律を文字どおり適用して行為を 問題を抱えていることもま 自殺を意欲した場合、 黄金律は本当の意味で機 黄金律が示そうとする正 例えば、 態が導かれてしまうので 行為する者がマゾヒ 選好、 危害を加えた た指 能 しな 摘さ

keitsregel」である。 Einfühlungsregel」、「但 有 それは行為者の意欲を起点とした立場交換から、 る人すべてに対して同じ判断を下し、 いう「普 分類することができる。 益となるからである。 ール 次にライナーによる黄金律の形式の分類を見ておこう。 遍化 の結合形としての 可能性 universalizability」を理解 肯定形、 律のルール Autonomieregel」、その二 彼によると、 否定形に関わらず、基本的 それは 相互性のルール Gegenseitig-可 「感情 黄 の原理を適用 金律 移入の のコ するため 同じ状 本 ル 質 に三つ 況に すると 1 形 15 式

では

る振る舞いの基礎として、 つべきであることが理解できる。 他者に嫌悪感を起こす行為を控え、 他者の立場に立てば、 「感情移入のル それは、 自分が嫌なことをしようとする意欲が 1 ル 他者 つまり自分の とは、 への感情移入を要求するも 自分の意欲を 他者への思いやりを 「感情を移し入れれ 他者 あった K 対す 0

のである。

の道徳的

な反省を加えることに

いは t の」であるとされる。 次に の振る舞いに関する自分自身の道徳的評価を要求するも 「自 ここで重要なことは、 他者の行動に対して態度を取る場合に、 をよ を既に義務づけるものとして承認していることにな 律のルール」とは、 b 明 確に意識することになる。 それは自分自身の行動が問題になる場合 価値 「自分の振 の秩序や何ら る舞 いの基礎として、 かい 0 道徳的な規範と 0 道徳的 わ n 原理 わ

> を洞察することによって、 なく、 われわれがこの規範 このような規範が与えられるわ を自ら 0 判断、 まり 自

は

者がわ 自由 身が何らかの行為を受けるの 会的規範に て単に利己 られる。 振る舞いを対象とした自らの意欲が反省の対象とし そこで何らかの行為を受けたいと思う意欲の代わりに、 にすることを しくないことを行為の たものである。 最後に れわれに対する行為を行っていることを意味してい よって自らに課しているということである よって、「相互性のルール」では、 立っ 相互性 的な願望を意味するだけでなく、 「感情移入のルー 先に見たように自分がして た観点から のルール」とは、 規準とし、 は、 ル」は要求しており、 他者の立 他人に行うか、 先の両方のル 欲し 場から見 行為の意欲 正義を考慮する社 行わ 1 た場 て取り上 ル 行為者自 を結 に 他 L お T

する者が行為の規準を考える場 普遍化を通じて把握 を共有することができるという前提がなければならな の価値判断 ると筆者に しある。 受け手の振る舞いにあるのでは 記の ル 1 の吟 は思われ に行為者自身の ル 味を、 の中 で重 る。 他者の立場に立つという立場交換 この 行為の受け手にとってもその 要である ルー 意欲と行為の受け手の意欲との間 合、 なく、 のは ル 当 K 然ながらその起 な 相 行為する者自 て行為する者 ħ. 性 のル 1 ル 0 よる 行為 で あ

できる。 できる。 できる。

為する者が利己的な目的を持っているかもしれないことは否定 は 主 を見通すことは不可能であるから、 況に際して、行為する者の意欲や願望は多様であり、その内面 0 义 述するように、 heitsregel」の可能性を有していることになる。 できない。 いるとは限らない。むしろ現実には利己的な動機を含んだ行為 うところの仮言命法である、 少なからずあるだろう。そうであるなら、 義に基づいた動機に従って行為を行おうとする意欲を持って かどうかを直接把握することはできない。ましてや個々の状 や願望のために、手段として用いるような意図を持っている しかしながら、実際に行為する者が行為の受け手を自らの意 それゆえ、 カントが黄金律を批判する理由である。 相互性のルールたる黄金律は、 いわば「怜悧 行為する者が必ずしも利他 黄金律に従って行 このことは後 の規則 Klug カントが

行為の道徳性が委ねられていることが把握できたであろう。味され、その意欲が規範によって制限されているかどうかに、ール」において立場交換から行為者の意欲が普遍化によって吟以上のように黄金律の形式を分類し、黄金律の「相互性のル

## 

われてきたが、カントは以下のように消極的黄金律を批判する。認された。この問題に対してこれまで批判や定式上の修正が行為者の意欲が実現されていることにある。その際に行為者の意欲が実現されていることにある。その際に行為者の意欲が実現されていることにある。その際に行為者の意欲が前節で確認されたように、黄金律の形式では行為者の意欲が前節で確認されたように、黄金律の形式では行為者の意欲が前節で確認されたように、黄金律の形式では行為者の意欲が

のも、 ある。 切をしなくてよいということを喜んで認めるであろうから)、 役立つことができる、と考えてはならない。 ここで通俗的な格言(quod tibi non vis fieri. 君がされたくな の人は他人に親切を示すことを免れさえすれば、 対する愛の義務の根拠も含んでいないし(なぜなら、 のことはなんら普遍的法則であることはできない。 「定言命法の目的の方式」からのみ導かれるからであ いことを他人にしてはならない) このことは自分自身に対する義務の根 相互的な責務的義務の根拠をも含んでいない なぜなら犯罪者は上述のことを根拠として、 様々な制限を伴ってではあるが、 が規準もしくは原理として ただ上述 なぜならこの 他人が彼に親 彼を罰 からで という る。 他人に の原

生ずるからである する裁判官を論難するであろうし、 またこれに似た

柄が

同

付けら 時に目 る義務 黄金律の ろうか。 味で優先性を求められている。 での正義は、 である。 かでも消極的黄金律は法的な禁止や抑制にまで及んでいるから なぜ消極的黄金律の方が批判の対象として扱われているのであ 為せよ」 ここでカントが批判しているのは、 人格やほかのあらゆる人の人格のうちにある人間性を、 の根 n 的として 黄 た嘘の約 人間の権 それは法学の見地から言えば、 ずれも正義の範疇に当てはめることができるが、なれりと当の見れから言えば、消極的黄金律、積極的 他者 批判は、 束の禁止に関する事 への利益や幸福を促進することより法的な意 利 を侵害するような が説明されている注で扱われているが、 決して単に手段としてのみ扱わないように の不完全義務、 定言命法 この法の優先性は、 0 わゆる目的の方式 子例と一 相 黄金律が自分自身に 行為を控えるという意味 互的 致して な義務の根 「あなた 仏拠を含 0 つも 対す 注 から [1]

い

んでい 他者の幸福への援助である。 は とであ 互的な責 ない わゆる定言命法の目 遍性を有する道徳原理としては十分ではない、 から、 注目すべきなのは、 務的義務 俗的 である。 な道徳原理としては否定しな 的の方式に則った、 そして「相互的な 「他者に対する愛の義 他者に対する愛の 自律し 責務的 義務 というこ 務 た行為者 義務」と い けれど 」とは ٤

> 黄金律 を含まない、 カントの黄金律批判の意図を解釈してみる。 土が互 ることを意味している。そして引用の文言に留意してみれ から い いずれの義務を含まないのではなく、 K という叙述がされている。 「目的それ自体」として尊重し合う責務の関 0 差異に着目 義 務 0 根 係

なさない場合がある、 liebe に従って行為する者は行為の受け手を「 ことを排除または否定することができない。 だが黄金律の強制力は 拠となるのは、「目的それ自体」 道徳法則である。 可能性があるのである。 カ 1 p トにとって義務の根拠となりうる 「幸福 Glückseligkeit」では この引用の場合では、 つまり必ずしも行為の道徳性を意図 「自愛」や である理 字 福 なく、 道徳原理 目的それ自体」とは見 性 に根拠を置 0 それゆえ、 的 は、 定言命法 存在 0 É 者で 強制 愛 であ 黄金 あ T 力 い る 根 る

プ 的 扱われている。 と行為の受け手の狭隘な二面 化して考えなけ へアによると、 る事態に陥るが、 立場交換に な第三 さらに D セ スをとることである。 一者の視点、 相互的 お 多面的 犯罪者の意欲と裁判官の意欲が一 て裁判官が罰 n な義務に ばならない。 それに対して つまりあらゆる人の状況を鑑みた普 な状況を含むように裁判官 おけ そうすれば、 る問題 的 L それは たり、 な立場交換 ヘアは解決策を提示してい は、 投獄することは躊躇され つまり単なる行為する 裁判官と犯罪 この犯罪者と裁判官 の視点を脱 の立 致する場合、 場は 者 0 化 般

的 わ うことを普遍化して考えてみた場合、 0 な義務を導き出 例 世 しれば、 K お いては、 容認できないことになる。 犯罪者の利己的 す原理とはなりえないと言える。 な幸 それゆえ、 社会的な規範に 福を例外的 黄金律は相 に認 照らし合 めるとい 互

理とは を残している。 機を払拭しきれな このように義務の根拠が必ずしも道徳法則のような普 単 ならない限り、 に手段と見なすような行為における非道徳的な利己的 い限りでは、 即ち行為の受け手の人間性を目的ではな 黄金律は 「怜悧の規則」 の余地 遍 的 動 原

る。 のでない限りでのみ れる隣人愛の義務として「他人の目的を(それらが不道徳なも 定言命法に採用しようとした意図があったと思われるからであ にはカント 形でその 定式に条件を付与し、 しかしカントは晩年の『人倫の形而上学』にお それは 利他主義的な精神を受容していると考えられる。そこ 450)と述べられている。 「あなた自身のように隣人を愛しなさい」と表現さ が黄金律の「助け合い reciprocity」という精神を 〔筆者による強調〕) 積極的 黄金律と消極的黄金律を総合した 私の目的にするという義 いて黄金 律 0

調〕」(MS. 384) 尊敬する義務にも関係してくる。 て他者の尊厳を奪うようなことをしない」という隣 | 目的 Zweck」とは またその隣人愛の義務は、「単に私の目 のことであり、 「自由な選択意志の対象 他者の意欲、 というのはカントに 的のための手 カン あ る トに 1, 人の人格を は選択意 よる強 とって 段とし

り、

テ

+

スト

E

で上記に見てきた黄金律がはらむ

のようにミ

ル

は黄金律に言及しているが、

筆者が調

原理的

な問 べた限

題

は、 志の自 とともに黄金律に条件を付加することで、 的に他者を目的と見なすように命令する定言命法の目的 論においても提示しようとしていたと考えられ L に連関してくるからである。 ながら、 他者それ自身を尊重することを意味し、そしてそれ 山 その利他主義的な精神を『人倫の形 つまり他者の自 律に基づく自己決定を尊重 このようにカ 定式上 ント 而上 は の欠点を補完 目 学 的 す の方式 0 は ること 概 最

#### 黄金律の問題とミ ル 0 同 胞感情 を持 0

行為主体

裏付けられる。 であるとは考えられ 利主義』において積極的黄金律を ることか 両方のヴァージョンを功利主義に連関させることを意図 も示唆している。このことからミルは消 に役立つということで、 い」(Ui. 256) という道徳規則が最も重要であり、 正義論を展開しているが、 して極めて高く評価しているが、 冒 頭でも述べたように、 から、 黄 金 単律をレ ない。 トリッ 正義を意味する消極的黄金律に ミル カント そこでは クとして見なしていないことが は この表現は単なるレト の立場とは反対 『功利主義』 功利 「他人を傷つけては 極的、 主義の理 積極的黄金律の 第五章で自 想的極地」と にミルは『 人類 つい の幸 いけな IJ " 5 7 功 0

0

利害も含めた上での

助け合い」の状況も含んでいると言う

援助を受けられることを期待できるという社会的な成

ま

た逆に行為者自身がそのような状況に陥

った場合に、

他者 員同

か

能になると考えられ

±

ことができる。

そこでこの二つの条件

から把握

できるのは

個

側

からも 的

社会の

側からも

利害関係を認識

できる行為主

な意味では

4

い

K

利

他

的

ts

精神を持っ

た行為主

このよう

から

前提されなければならないということである。

精神を自ら 理論がどのように黄金律の問題をクリアし、 ていたと考えられる 11 0 こつい るという疑念を 問題点に て触 0 れ コミッ 功利、 ている箇所は見受けられな 抱かれ ۲ 主 のか。 (9)。 してい て当然であろう。 ない なら、 安易に ではミル 111 \$ 黄 その利他主義的 金 ル はどう対 律を肯定 の功利 かい 何 処し 主義 L

Ĭ.

ル

5

な道徳的な行為主体にとって必要とされるのは、

実際

0

社

会的

が である。 係にあるということを個 の影響によって自分の幸福と社会全体の公共善とが不可分の と社会全体の利益との の条件とは、 づく手段として」(Uti. 218) 言を挙げることができよう。 第地に まずこの手掛かりとして、 積極的黄金律が指し示す道徳的な状況とは、もし他者 ったと考えた場合に援助しようとすることを想定し、 社会の仕組みや法律は可能な限り、 教育などによる自己陶冶の成果や社会的 調和 々人に理 から 図ら 挙げら その箇所 ミルが黄金律に言及した直後の文 れて成り立 解させるということ れた二つの条件である。 ル は、 黄金律 っているとい 個々人の 0 理 (ibid.) な世 想に近 うこ 利益 論 そ 関

設定す 金律 な利 ためには行為主体が「同胞感情」 とっての悪意にならないような行為でなけ いう問題がありながらも、 した文化や共同体に属していなければ、 と考えられるのでは るということである。 道徳的な行為をしようとする意欲を制限した) を加える の方法が考えられるが、それはその定式に欠点を補完する条件 満たす行為主体を想定することで、 ような自ら また積極的 0 害 れば、 関係を知り 問題点をミルは回 か の義務を認識することである。 あるい 積極的黄 黄金律の定式を機能させるには、 り、 個人的 ts は利 金律 ミル L. だろうか。 避してい 他 行為する者の善意が行為の受け の場合、 の定式はひとまず 幸 主 福と社会全体 一義の精神を持った を持つとする理想的 る 後者の方法を採用 歴史的に批判されてきた黄 黄金律は行為者同 0 では 道徳的に機能 ない 以上 いる幸福 n 行為主体を想 ば 何ら制約 ならな 少なくとも二つ かと思わ の二つの (少なくとも を調 士が ts ts 和 主体 条件 難 できる L 定 いと そ 手 類

泉であ ル (Uti. 215) との sanction (Uti. 228) 8 0 では次にそのような行為主体とミ ル 内的強制力」 h は 教育や自 功利主義』 関係性が了解され の 己開発に 道徳的 0 第三章で自 源泉である よっ 源泉に てその感情を強固 なけれ 然感情 0 ル 同胞感情 fellow feeling. いて考察して 0 ばならない。 内的 が道徳的強制 強 にすること カ 力 0)

には経験的な教育だけでは十分ではないことになる。の立場で展開している。それゆえ、利他主義を根拠づ 9 そ「同胞感情」 想されらるから、 教育によって「同胞感情」が歪められる可能性の危惧が十分予 う反論も予想されるが、それに対しては、 から によってだけで「同胞感情」を養うのに十分では る「同胞感情」が行為者に養われることになる。 できると主張している。この自然感情が人間本性の根底にあ 教育によって強化されることで、 は強化されらるという論理を、 そもそも自然的な感情となる基盤があってこ 「同胞との一 もしそうであっても ミルは自 ない だが単に教育 体感」 のかと けるため l 然主義 であ

science] (Uti. 根拠が「人間本性としての事実」において確保され も求めていることは、 るのである。 ことを契機にして、最終的に内的強制力である「良心 con-る訓練が十分でなかった場合である。 を発揮するのは、 このようにミルが道徳的強制力の源泉を自然主義的 この点にミル功利主義の自然主義的な特長が表現されてい 社会的道徳に反する行為をした場合、「苦痛」を感じる 211) 教育など社会的環境による強制力を内面 の本質が行為主 極めて興味深い。 体に形成されることにな この場合、 そのような根 自然主義的 ている。 拠が な根 化 威 拠 例 ts 力 K

制力が根ざした上に教育や訓練によってさらに という意味で自然主義的 に " ル 0 5 内 的 強 制 6 力 はあるが、 は、 生 得 その自然主義に強 的 植えつけられ

> 思われる。 5 この点にミルの連想心理学に基づいた経験主義的 会的に養わ ある市 ているが、それだけでは実際に十分であるとは言えないであろ る implanted」(ibid.) という意味では経 このため共同体への社会参加を通して、 民が他者との れ、 ミルは『代議制統治論』で以下のように言う。 強化されることを具体的にミルは考えてい 同 胞感情」 あるいは 験主義的でもあ 義務 個 への 々の行為主体 な側面 強制 力が社 が現れ たと

づくが、そのことは一 事に通じている人々といっ 要求される。そして市民は、 共同善をめざしてい 導かれること、また、 相対立する場合に、 しながら、 れる教訓の道徳的な役割である。 あるにしても、 さらにもっと有益なのは、 彼の一 自分自身の利益ではない利益を考量し、 般的 公的な機能に参与することによって与えら 利 益 自分の私的な偏見以外の規範によって るような原理や準則を適用することを 般的利 あらゆる場合にその存在理由として に対する感情 私的な市民がときたまのことで しょに仕事をしていることに気 自分よりこのような理念や仕 益に対する彼の理解に理 市民はそのような仕事 に刺激を与えるであろ 要求が

れるとはいえ、この感情を持った行為主体を理想として前提す「同胞感情」が積極的黄金律を成立させる条件であると考えら

である

ない」(ibid.) づけを獲得する機会は失わ 従事することがなければ」、 や機会がなければ、 胞感情」とその感情を育成させる実践 記の引用から明らかなように、 るだろう。 るだけでは、 精神が行為主体に根づくことになるわけでもない。 黄金律を現実においても機能させようと試みていると言え このような他者との利害を認識できる から 存在になってしまうのである。 涵養されるわけでは その つまり「共同 自分と他者との利害を一 問題に対しては n 共同体や市民の成員としての意識 てしまい、 ミルは黄金律の精神を肯定的 の利益のため なく、 道徳的 の場を考慮に入れること 他者 その結果として黄 は な行為主体 致すると見なそう に共同の仕事に 敵に 社会参加 そこで上 ほかなら 0 の場 同

そのため 保してい 共に協働し合うことで、 情」をテキスト る手立てとしては、 義的な根拠と経験主義的な根拠という二つの条件と「同 本節で見てきたように、 この感情を強化する仕方として社会参加などの具体的 経験主義的 る。 K は黄金律が示す することもまたミルは示唆してい けれども、 なプ か ら読み取ることができる。 P 利他的 セ ス 実際それだけでは十分とは言えな ミルは行為主体の利他性を理論的に担 利他 ミルにおける黄金律の問 な道徳的行為主体を想定する、 つまり実際に 主 義 の理想 へと近づく道程であ 同 この二 胞感情 たと考えられ 題を回 つの条件が を涵 な経 胞感 避す 養

は

黄

黄 金律の観点 から のカントとミ 12

まとめにかえて

几

金律 のあり方において明らかになると考えられる。 以上 の問 の考察から整理して 題の取り扱い方、 またその場合に想定される行為主 みると、 カ 1 トとミ ル の差異 黄

想定する楽観的な解決を行ってはい しも道徳的な動機によって行為しない人間とい っての行為主体 されなければならなかったのである。 カントにとって黄金律は 懐疑を抱い まれていないことを洞察したばかりか、 ――に対する懐疑を示していると言ってよいであろう。 言命法を道徳的原理として認め 合の行為者の利己的な意欲、 カント 金律 道徳的原理に値せず、 0 は黄金律批判を通じて、 問題点に対して、 ていた。 利己的な意欲で行為する傾向があり、 それはカントが自ら 「怜悧の規則」 定言命法こそが いわば ミルのように なかったからである。それゆえ、 黄金律に理 ts 自 そのことは、 他者 愛 の余地を残してい の幸福を根拠とする 行為主 道徳原理として同定 に関して徹底 に感情移入し 性 的 5 体の利他 な強 理 カント 性的 制 カ 力が ント 存在 た場 る 的

と行為の受け手との間 を設定することで、 それに対し て、 " 黄金律の定式上 ルは教育によって自己 で意欲や選好が 0 問 題 致 陶冶された行為主 ts および行為する者 問 題に 7 ::

情」の議論から把握することができただろう。ね合わせようとしたと考えられる。このことは上記の「同胞感トせずに、黄金律の精神が示す利他主義を自らの功利主義に重

は過小評価されるべきではないであろう。 験の場においても生かそうとした点において、 という教育の代替となるものを提示することで、黄金律の利他 きない。 陶冶という理想主義的な側面を持ち合わせていることは否定で それでもミルの功利主義理論が教育の可能性を前提にした自己 むしろそれを回避する手段が示されていると考えられる。だが、 たようにミルの功利主義理論では問題点を解消するというより、 解決策を提示していると考えられる。とはいえ、三節で見てき 題点を原理的に解消する限りにおいては、 がミルの枠組みでは残ることになろう。それゆえ、 場合、いかにして黄金律の原理を正当化できるのかという問題 主義的な精神を単に理想的な原理としてだけでなく、 せることができない人びとを容易に考えることができる。 は教育や社会参加によっても自分の利害を他者の利害に一致さ しかしながら、このような行為主体の設定に対してわれわれ しかしながら、 社会参加を通じて社会的義務を果たす カントの方が妥当な ミルの功利主義 黄金律の問 実践の経 この

の問題を回避する仕方との間に、両理論の差異があると言うことで、ルによる「同胞感情」に基づく行為主体を設定することでそして、カントによる黄金律の問題を原理的に解消する仕方と、黄金律の観点による比較考察を通じて明らかになったことと

とができるのである。

#### 注

John Stuart Mill からのページ数を示す。 数を示し、ミルの著作からの引用は、略号と Collected Works of カントの著作からの引用は、略号とアカデミー版からのベージ

[ 」は、筆者が理解のため付け加えた部分である。

### 略記

Kant: Grundlegung zur Metaphysik der Sitten = GMS.

Metaphysik der Sitten = MS

Mill: Considerations on Representative Government = CRG.
Utilitarianism = Uti.

- Hare (1963), pp. 123-124. ヘア(一九八二)、一八一頁。
- (~) Hruschka, Joachim (1987): Die Konkurrenz von Goldener Regel und Prinzip der Verallgemeinerung in der juristischen Diskussion des 17 / 18. Jahrhunderts als geschichtliche Wurzel von Kants kategorischem Imperativ, in: Juristen Zeitung 42, 1987, S. 941-952. Brülisauer, Bruno (1980): Die Goldene Regel. Analyse einer dem Kategorischer Imperativ verwandten Grundnorm, in: Kant-Studien 71 S. 395-345
- 概念的に確立された時期は意外と遅く、近代になってからで(3) 黄金律は、紀元前から既に人口に膾炙されていたのだが、

あるということはあまり知られていない。だがこの概念の正有力な見解としてはディーレやフルシュカなどの法哲学者たちによる研究がある。それによると、黄金律概念は一六、一ちによる研究がある。それによると、黄金律概念は一六、一七世紀に定着したとされる。cf. 高橋(二〇〇〇)、四八-五七世紀に定着したとされる。cf. 高橋(二〇〇〇)、四八-五十世紀に定着したとされる。cf. 高橋(二〇〇〇)、四八-五十世紀に定着したとされる。cf. 高橋(二〇〇〇)、四八-五十世紀に定着したとされる。cf. 高橋(二〇〇〇)、四八-五十世紀に定着したとされる。

- 4 5 望まないことは、人にもしてはいけない」である。 しなさい」。や「人からされることを、適正な理由で自分が な理由で〔筆者による傍点強調〕自分が望むことは、人 黄金律を提示していた。それは「人からされることを、 点を把握した上で、 Golden Rule」を提示している。Gewirth (1982), よる傍点強調〕」という修正した「合理的な黄金律 Rationa 合理的な仕方でして欲しいように他人に行いなさい〔筆者に ○○四)、八二頁。また同様にゲワースは「あなたが人から たドイツ啓蒙主義者のクリスティアン・ヴォルフもその問題 よって既に行われていた。さらにカントに多大に影響を与え ナーは行為者が非道徳的な行為をしない前提で説明している。 Reiner (1948), pp. 82-105. 黄金律に対する批判は、 非道徳的な行為を導かない制約を加えた カント以前にプーフェンドルフに 尚、 自律のルールに関してライ 河村(二 pp. 128
- 式は『人倫の形而上学』におけるウルピアヌスの法式の法義必然的正義の法則を意味している。このことから黄金律の形必然的正義の法則を意味し、他方、積極的黄金律は平等主義の原理に当たる(6) 消極的黄金律は「誰をも害するな」という現実的正義の法

- ウフマン(二〇〇六)、二九頁。 務の区分(MS. 236-7)に関係していると考えられる。カ
- (7)) 近年では、リニカイネンがカントの黄金律批判に言及しているが、黄金律批判と定言命法の目的の方式とを関連付けているが、黄金律批判と定言命法の目的の方式とを関連付け
- (8) Hare (1963), pp. 116-117. (ア(一九八二)、一七二頁。

ミルにおいて黄金律の普遍化の対象は何であるのかを考え

9

- 題〕と関連してくるからである。

  218)、つまり行為の規則であると言えるかもしれないが、実際には明確に規定することはできない。というのも、それ実際には明確に規定することはできない。というのも、それ実際には明確に規定することはできない。というのも、それ実際には明確に規定することはできない。というのも、それ実際には明確に規定することはできない。というのも、それによって、これに対している。
- (10) ミルはコントの晩年の思想に対しては批判的ではあったが、自らの「性格学 Ethology」の構想を深めるために、彼の社会学思想を吸収しており、コントの利他主義については一貫会学思想を吸収しており、コントの表に含む。cf. (CW., I., 217-9), (Ufi., 232) コントにとっての黄金律は、「他者のために生きる vivre pour autrui」(CW. X., 335) である。

#### 参考文献

Gewirth, Alan (1982): Human Rights: Essay on Justification and Applications, The University of Chicago Press. Hare, R. M. (1963): Freedom and Reason, Oxford university Press.

- (1993): Could Kant Have Been A Utiritarian?, in: Sorting out Ethics, Oxford University Press, 1997, pp. 147-165.
  Leiner, Hans (1948): Die "Goldene Regel". Die Bedeutung
- Reiner, Hans (1948): Die "Goldene Regel". Die Bedeutung einer sittlichen Grundformel der Menschheit, in: Zeitschrift für Philosophische Forschung 3, 1948, S. 74–105.
- Reinikainen, Jouni (2005): The Golden Rule and the Requirement of Universalizability, in: *The Journal of Value Inquiry* 39, pp. 155-168.
- A・カウフマン(二〇〇六):『法哲学 第2版』上田健二訳、ミネルヴァ書房。
- 条洋書房、七九─一○四頁。 <9〉近代からの問いかけ──啓蒙と理性批判──』所収、河村克俊(二○○四):「カントと黄金律」、『現代カント研究
- 集 第10集、四五−七四頁。 復権のための手がかりをもとめて−−−」、研究助成報告論文高橋文彦(二○○○):「「黄金律」の論理と倫理−−−普遍的倫理
- R・M・ヘア(一九八二):『自由と理性』山内友三郎訳、理想社。